川尻屋与右衛門遺言状

（書き下し文）

遺言状之事

一私病死仕候者家財妻ニいつり申候所
然上者倅助次郎ヲ并私兄弟共大事ニ致
申候右之趣ニ御座候間御組合様方宜敷
御取斗御上願奉存候直如此御座候以上

文化十一年
戌六月三日

川尻屋
与右衛門（花押）

御組合中様

（中封筒）

文化十一年六月三日
遺言状

〆 川尻屋
与右衛門（印）

（中封筒）

中条屋仁兵衛（印）
森下屋喜兵衛（印）
森下屋吉右衛門（印）
折谷屋いそ（印）
能登屋三右衛門（印）
千代屋三郎右衛門（印）
出口屋平兵衛（印）
才田屋茂右衛門（印）
越中屋清助（印）
佐賀野屋半次郎（印）
板屋吉兵衛（印）

組合頭
与三右衛門（印）
肝煎
太四郎（印）

（表封筒表）

文政八年正月廿七日高道町川尻屋与右衛門
遺言状披見仕候ニ付前後證文等〆四通入

（表封筒裏）

箱番 出口屋平右衛門（印）
組合頭 仁兵衛（印）
肝煎 平兵衛（印）

封

（読み）

ゆいごんじょうのこと
ひとつわたくしびょうしつかまつりそうらはばかざいつまにいつり（＝ゆづり）そうろうところ
しかるうえはせがれすけじろうをならびにわたくしきょうだいともだいじにいたし
もうしそうろうみぎのおもむきにござそうろうあいだおんくみあいさまかたよろしく
おとりはからいおんねがいあげぞんじたてまつりそうろうただこのごとくござそうろういじょう
ぶんかじゅういちねん
いぬろくがつみっか
かわじりや
よえもん
おんくみあいちゅうさま

ぶんかじゅういちねんいぬろくがつみっか
ゆいごんじょう
しめ　かわじりや
よえもん

ちゅうじょうやにへえ
もりもとやきへえ
もりもとやきちえもん
おりたにやいそ
のとやさんえもん
ちよやさぶろえもん
でぐちやへいべえ
さいたやもえもん
えっちゅうやせいすけ
さがのやはんじろう
いたやきちべえ
くみあいがしら
よそえもん
きもいり
たしろう

ぶんせいはちねんしょうがつにじゅうしちにちたかみちまちかわじりやよえもん
ゆいごんじょうひけんつかまつりそうろうにつきぜんごしょうもんなどしめよんつういり

ふう
はこばん　でぐちやへいえもん
くみあいがしら　にへえ
きもいり　へいべえ

川尻屋与右衛門一類付

（書き下し文）

一類附

故　与右衛門

妻　ひさ

実子　与兵衛

故与右衛門兄
中牧町川尻屋
久兵衛

右之通之外故与右衛門身近一類無御座候以上

文政八年正月廿七日

川尻屋
与兵衛（花押）

組合頭
仁兵衛殿

肝煎
平兵衛殿

（読み）

いちるいつけ

こ　よえもん

つま　ひさ

じっし　よへぇ

こよえもんあに
なかまきまちかわじりや
きゅうべえ

みぎのとおりのほかこよえもんみぢかきいちるいござなくそうろういじょう

ぶんせいはちねんしょうがつにじゅうしちにち
かわじりや
よへぇ

くみあいがしら
にへえどの

きもいり
へいべえどの

遺言状前証文

（書き下し文）

一高道町各御組合之内川尻屋与右衛門当月廿二日
病死仕候ニ付与右衛門存命中御組合中江出置候
遺言状只今申請披見仕度奉存候就夫右
遺言状如何様調置候共聊違背仕申間敷候
尤此連判ニ相加り可申故与右衛門身近キ親類
無御座候為其連判状如件

文政八年正月廿七日

川尻屋故与右衛門妻
ひさ（花押）
同人倅
与兵衛（花押）
同人兄
中牧町川尻屋
久兵衛（花押）

御組合中
組合頭
仁兵衛殿
肝煎
平兵衛殿

（読み）

ひとつたかみちまちおのおのおんくみあいのうちかわじりやよえもんとうげつにじゅうににち
びょうしつかまつりそうろうにつきよえもんぞんめいちゅうおんくみあいちゅうへだしおきそうろう
ゆいごんじょうただいまもうしうけひけんつかまつりたくぞんじたてまつりそうろうそれについてみぎ
ゆいごんじょういかようのごとくととのえおきそうろうともいささかいはいつかまつりもうすまじくそ
うろう
もっとももこのれんぱんにあいくわわりもうすべくこよえもんみぢかきしんるい
ござなくそうろうそのためれんぱんじょうくだんのごとし

ぶんせいはちねんしょうがつにじゅうしちにち

かわじりやこよえもんつま
ひさ
どうにんせがれ
よへえ
どうにんあに
なかまきまちかわじりや
きゅうべえ

おんくみあいちゅう
くみあいがしら
にへえ
きもいり
へいべえ

遺言状後証文

（書き下し文）

後証文之事

一高道町各御組合之内川尻屋与右衛門御組合中へ
出置候遺言状只今申請披見仕候所妻ひさへ
家財不残譲リ置申候処実正ニ御座候妻ひさ義
女義之義ニ御座候得者町規御用等勤兼申候
尓付一家共示談之上せがれ与兵衛江家財不残
相譲リ川尻屋与右衛門与為相名乗向後亭主へ
相立為致家相続申度奉存候間御組合中
御納得可被下以後町規御用等之義与右衛門江
被仰渡可被下候尤此跡式之義ニ付何角与
申者御座候ハ、私共罷出急度相唀少茂
各方へ懸御苦悩申間敷候為後日之連判
証文如件

文政八年正月廿七日

川尻屋故与右衛門せがれ
与兵衛事　与右衛門（花押）
故与右衛門妻　ひさ（花押）
同兄中牧町
川尻屋　久兵衛（花押）

御組合中
組合頭　仁兵衛殿
肝煎　平兵衛殿

（読み）

あとしょうもんのこと
ひとつたかみちまちおのおのおんくみあいのうちかわじりやよえもんおんくみあいちゅうへ
だしおきそうろうゆいごんじょうただいまもうしうけひけんつかまつりそうろうところつまひさへ
かざいのこらずゆずりおきもうしそうろうところじっしょうにござそうろうつまひさぎ
おんなぎのぎにござそうらはばまちきごようなどつとめかねもうしそうろう
につきいっかともじだんのうえせがれよへえかざいのこらず
あいゆずりかわじりやよえもんとあいなのらせきょうごていしゅへ
あいたていえそうぞくいたさせもうしたくぞんじたてまつりそうろうあいだおんくみあいちゅう
おんなっとくくださるべきそうろういごまちきごようなどのぎみぎよえもんへ
おおせわたされくださるべくそうろうもっともこのあとしきのぎにつきなにかと
もうすものござそうらはばわたしどもまかりいできっとあいさばきすこしも
おのおのがたへごくのうかけもうすまじくそうろうごじつのためのれんぱん
しょうもんくだんのごとし

ぶんせいはちねんしょうがつにじゅうしちにち
かわじりやこよえもんせがれこと
よえもん
こよえもんつま
ひさ
どうあになかまきまち
かわじりや
きゅうべえ

おんくみあいちゅう
くみあいがしら
にへえどの
きもいり
へいべえどの